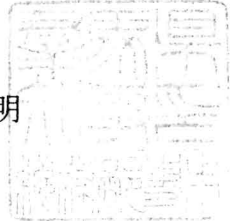


学第30214-1号

平成25年4月18日

公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま
紺 正行 様

群馬県知事 大澤 正明
(学事法制課)



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成25年4月18日 から 平成30年4月17日 まで